

2025年度

学校いじめ防止対策基本方針

習志野市立鷺沼小学校

1 基本理念

いじめ防止対策推進法第2条(いじめの定義)、第3条(基本理念)、第8条(学校及び学校の教職員の責務)等を踏まえ、学校におけるいじめ防止基本方針を定める。

(1) いじめの定義

いじめとは、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)で、対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

また、これを放置することなどもないよう、いじめ問題に関する児童の理解を深める。そして、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが重要であることを認識しつつ、いじめの問題を克服することを目指す。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

基本理念にのっとり、保護者、地域、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合には適切かつ迅速に対処する責務を有する。

2 いじめ防止等の対策組織の編成

(1) 名称

習志野市立鷺沼小学校いじめ防止対策委員会

(2) 構成員

① 学校いじめ防止基本方針の策定

校長、教頭、教務主任、各学年の生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、本校配置千葉県スクールカウンセラー

(3) 役割

① 学校いじめ防止 方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

② いじめの相談・通報の窓口としての役割

教頭、教務主任、各学年の生徒指導担当教員、担任、その他、本校全教職員

③ いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

教頭、教務主任、各学年主任(集約担当)、担任

④いじめ事案に迅速・適切に対応する役割

いじめの疑いがある情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童・生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

校長、教頭、教務主任、関係学年主任、関係学級担任を中心に、必要に応じ、各学年の生徒指導担当教員、教育相談担当教員

⑤学校が重大事態の調査を行う場合の役割

この組織を母体としつつ、教育委員会と連携を図る。また、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

校長、教頭、教務主任、関係学年主任、関係学級担任を中心に、必要に応じ、各学年の生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、その他民生委員・児童委員等関係機関職員や本校学校評議員、PTA役員代表

3 いじめの未然防止

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(1)学級経営の充実

- ・学級づくりガイドブックを参考にしたり、構成的エンカウンターを実施したりするなどし、児童同士のコミュニケーション能力を高める。
- ・日常の行動観察や教育相談を充実させ、個々の児童に対する細やかな指導・助言を行い、児童の居場所づくりに努める。

(2)道徳教育及び特別活動の充実

- ・全ての児童に、いじめを絶対にしない、絶対にさせない、絶対に許さないという心情や態度を育てるために、道徳教育の年間指導計画を見直す。
- ・鹿野山セカンドスクールなどの豊かな体験活動や福祉教育の内容をさらに充実させる。

(3)生徒指導の機能を生かした授業の展開

- ・教師は、わかる授業の展開を通じて生徒一人一人に自己肯定感を感じさせる場面や自己決定の場面を与えるなどの取組に努める。
- ・公開研究会、訪問、各種研修(初期層など)を通して、教師の授業力を高める。また、教職員の不適切な発言(差別的発言や生徒を傷つける発言等)や体罰がいじめを助長することに十分留意する。

(4)インターネットを通じて行われるいじめ等の防止

- ・情報モラル教育を教育課程に位置づけ、最新の情報に基づいた内容にしていく。
- ・入学説明会、懇談会などを通して保護者への協力を呼びかける。

- ・ネットパトロールや青少年センター、警察など関係機関と連携を密にしていく。

(5) 児童会活動の充実

- ・児童会を中心に、様々な機会を通して、いじめ撲滅について訴えていく活動を行う。
いのちを大切にするキャンペーン、いじめ撲滅運動、あいさつ運動、いじめ防止に関する劇の発表、いじめゼロ宣言の採択、いじめに関する標語、意見の発表（昼の校内放送）等
- ・上記内容を、学校だよりや学校ホームページ等を通して保護者等へ知らせる。

(6) 傍観者教育の充実

- ・加害児童・被害児童にとどまらず観衆としてはやし立てたり面白がったりする児童など傍観児童に対しては、学級指導、学年・全校集会あるいは保護者会を開くなどして、傍観者教育を行い、いじめについて十分理解させる。

4 いじめの早期発見、早期対応

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識に立つ。

(1) 早期発見のための取り組み

- ・4月の進級写真に児童の名前を入れて学校全体で共有できるようにする。
- ・いじめの状況把握のため学期に1回のアンケート調査とそれに伴う面接指導等を確実にを行う。また、事後指導を継続的に行う。
- ・月に1回の教育相談日の設定、保健室前に相談ボックスを設置や教育相談週間を年間行事予定に位置づけ、個々の児童と向き合う時間の確保し、教育相談を充実させる。
- ・昼休み等授業時間外も児童・生徒の人間関係を観察する等、日常的にいじめの早期発見に取り組む。また、そのための教師力向上に努める。

(2) 早期対応について

- ・児童の小さな変化にも気を配り、指導するなどし、連絡帳や電話などで保護者にも速やかに知らせる。また、保護者からの訴えには、迅速に対応し、事後指導を継続的に行う。
- ・原則として、教育相談担当、学級担任が通報窓口となり、通報を受けた場合は学校あるいは、学年など組織で対応するよう管理職を含め教師間での報告、連絡、相談を確実に行う。
- ・児童に対して、いじめられたら教師に相談することやいじめを見つけたら教師に通報することの勇気をもつように日常的に指導する。
- ・学校以外にいじめの相談・通報窓口の周知を図る。

〈国の機関〉

- ・文部科学省 24 時間子供 SOS ダイヤル 0120-0-78310
 - ・法務省子どもの人権 110 番 0120-007-110
- (平日8:30~17:15)

〈千葉県の機関〉

- ・千葉いのちの電話24時間 043-227-3900
 - ・千葉県警 ヤングテレホン 0120-783-497
- (平日9:00~17:00)
- ・中央相談所 代表電話 043-253-3101

〈習志野市の機関〉

- ・習志野市総合教育センター 相談窓口 047-475-8341
- (平日8:30~17:15)
- ・習志野市いじめについてのメール相談 tsunagaru@city.narashino.lg.jp
 - ・習志野市いじめ匿名メール相談 WEB アプリ タブレット・スマートフォン

5 いじめを認知した場合の対応

(1) 児童・保護者

- ・いじめ被害児童の心情理解に努め、徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。また、今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、きめ細かい配慮を含む具体的な対応策を示す。
- ・加害児童の保護者に対しては、児童の反省を促すための協力が得られるよう、事実を正しく認識させ受け入れさせる必要がある。また、学校の指導方針に理解を得られるよう、細心の注意を払って説明などを行う。
- ・いじめ加害児童が被害児童や通報児童に圧力(物理的、精神的)をかけることを防止するため、加害児童・保護者への毅然とした指導を行う。また、これを被害児童に約束する。
- ・聞き取り調査などの結果については、被害児童、加害児童、双方の保護者へ報告し、管理職、担任・関係職員同席の下、話し合い等の機会を設ける。

(2) 学校・関係機関との連携

- ・いじめ加害児童や周辺の児童・生徒への聞き取り調査などについては学年あるいは対策委員会など組織的に行う。また、聴取内容は記録をとり時系列にまとめて保存する。さらに、聴取時間、聴取場所や聴取の仕方などについては教育的配慮を怠らないようにする。
- ・スクールカウンセラーを活用するなど、被害児童のケアを行う。また、被害児童が安心して学校に通学できるよう別室登校などの措置も視野に入れ、児童あるいは保護者から

の要望に応えられるようにしておく。

- ・加害児童に対しては、いかなる事情であってもいじめは決して許されるものではないということを理解させる。そのため、毅然とした態度で指導に当たり、児童が心から反省できるようにする。
- ・いじめ防止対策推進法に規定されているように、教育上必要があると認められるとき（例えば被害児童が非常に恐れている場合など）は、学校教育法に基づく懲戒あるいは出席停止制度の運用について検討の必要性が生じることがある。
- ・上記いじめの加害児童及び保護者に対する対応については、事前に被害児童並びに保護者に周知しておく。
- ・終息した事案についても児童の行動や様子について注意深く見守るとともに、保護者との連絡を継続的に取り合い、学校や家庭での様子について情報交換する。
- ・いじめ被害児童がその精神的苦痛等から別室登校や欠席となった場合など、第一報として習志野市教育委員会に報告した事案については、指導内容や進捗状況を随時報告し、指導を仰ぐ。
- ・加害児童の状況や事件性がある場合には警察への通報や児童相談所などの関係諸機関と協力・連携しながら指導を進めることもある。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめ防止対策推進法の規定にのっとり、以下の(ア)、(イ)の場合を示すものとする。

(ア) いじめにより、児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき。

(イ) いじめにより、児童が「相当期間 ※」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、以下の(ア)～(イ)のように対応する。

(ア) 学校内及び教育委員会への報告、連絡を確実に行う。

(校内) 発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長

(※順序を示しているが緊急時には臨機応変に迅速に対応する。)

(校外) 校長→習志野市教育委員会指導課(451-1132)

(※電話での第一報後、改めて文書により報告する。)

(イ) 速やかに緊急対策本部を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該事態

にかかる事実関係を明確にするための調査を行う。その際、調査の方法等については教育委員会の指導を仰ぐ。

(ウ) (イ)により知り得た事実関係その他必要な情報は、被害児童とその保護者に適切に提供する。

(エ) 必要に応じて警察等関係機関に通報するなど、関係する外部機関と連携しながら、被害児童への対応、加害児童への対応、該当しない一般の児童への対応、それぞれを確実に行う。

(3) 調査の主体

(ア) 教育委員会と協議の上、学校又は教育委員会が調査の主体になる。

(イ) 教育委員会の判断により教育委員会の附属機関が調査をする場合がある。

(ウ) 教育委員会が市長に報告した後、市長の判断により市長の附属機関が再調査をする場合がある。

(4) 同種のいじめの再発防止のための調査の公表

調査結果の概要を習志野市ホームページで公表する。公表内容及び実施の判断は教育委員会が別途定める調ガイドラインに従い、当該児童及びその保護者の意向を踏まえて決定する。

7 公表、点検、評価等

本方針については、児童に趣旨と内容を理解させて未然防止、早期発見・即時対応に資するとともに、以下のように保護者・地域住民等に広く周知して理解と協力を仰ぐ。

また、方針の内容について、毎年度、点検・評価して改善を図る。

(1) 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載して周知する。

(2) 年度ごとの学校評価を行う際に、いじめ問題への取り組み状況を保護者、児童、所属職員等で評価し、基本方針等の見直しを行って改善していく。

(3) いじめアンケートや調査等の資料については、定められた文書の保存に関する規則に従い適切に取り扱う。